

証券コード6425
平成26年6月11日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目7番26号
有明フロンティアビルA棟
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表取締役社長 富 士 本 淳

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成26年6月26日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京 1階「ベガス」
(末尾の会場案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第41期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第3号議案 | ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集要
項の決定を取締役に委任する件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.universal-777.com>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新任2名を含めて取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	お だ かず お 岡 田 和 生 (昭和17年10月3日生)	昭和44年12月 ユニバーサルリース(株)設立 代表取締役社長 昭和48年6月 ユニバーサル技研(株) (現 (株)ユニバーサルエンターテインメント) 設立 代表取締役社長 平成16年9月 当社 取締役会長 平成18年1月 当社 代表取締役会長兼社長 平成18年6月 当社 取締役会長 (現任) [重要な兼職の状況] Aruze USA, Inc. 取締役	—
2	ふ じ もと じゅん 富 士 本 淳 (昭和33年3月29日生)	昭和60年10月 (株)セタ設立 代表取締役社長 平成13年6月 当社 常務取締役 平成16年6月 当社 取締役副社長 兼開発本部長 平成18年6月 当社 代表取締役社長 兼開発本部長 平成21年6月 当社 代表執行役 平成22年6月 当社 代表取締役副会長 平成23年6月 当社 代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 北京アルゼ開発有限公司 法定代表人 日本将棋ネットワーク(株) 取締役	458,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	とく だ はじめ 徳 田 一 (昭和33年8月3日生)	昭和56年4月 ㈱住友銀行 入行 平成19年1月 当社 執行役員経営企画室長 平成19年6月 当社 取締役 平成20年6月 当社 代表執行役社長 平成22年6月 当社 取締役社長 平成23年6月 当社 相談役 平成24年6月 当社 取締役 平成26年1月 ㈱有明電算センター 代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] ㈱有明電算センター 代表取締役社長	115,700株
4	あさ の けん し 麻 野 憲 志 (昭和38年8月18日生)	平成2年10月 会計士補 登録 平成2年10月 青山監査法人/PriceWaterhouse (現 あらた監査法人/ PricewaterhouseCoopers) 入所 平成9年3月 公認会計士 登録 平成16年6月 ㈱サイバー・コミュニケーションズ 執行役最高財務責任者 平成19年8月 日本SGI(株) CFO執行役員管理本部長 平成21年3月 ㈱GABA 取締役最高財務責任者 平成22年7月 当社 執行役員管理本部長 平成23年6月 当社 取締役管理本部長(現任)	—
5	おか だ とも ひろ 岡 田 知 裕 (昭和42年9月1日生)	平成3年4月 当社 入社 平成7年6月 当社 取締役 平成7年8月 当社 取締役経営企画室長 平成9年8月 当社 取締役開発本部付 平成11年6月 当社 取締役管理本部長 平成12年6月 当社 取締役IR広報室長 平成19年7月 Aruze USA, Inc. 取締役(現任) 平成20年6月 当社 取締役(現任) [重要な兼職の状況] Aruze USA, Inc. 取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	かた やま りつ 片 山 律 (昭和47年6月22日生)	平成12年10月 弁護士 登録 平成12年10月 萱場健一郎法律事務所 所属 (現任) 平成17年4月 東京弁護士会常議員 平成17年4月 日弁連代議員	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者片山律氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 片山律氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 - (2) 片山律氏が選任された場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役がその職務を行うにつき善意であり、かつ、重大な過失がなかったときは、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負担する。
 - (3) 当社は、社外取締役候補者である片山律氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	たけうちとうじ 竹内東司 (昭和33年11月14日生)	平成20年7月 あずさ監査法人 入所 平成21年10月 当社 入社 平成21年11月 当社 総合内部統制室内部統制グループ 内部統制推進チーム 部長 平成22年6月 当社 執行役員 総合内部統制室長 平成22年7月 当社 執行役員 経営企画室長 平成23年11月 当社 執行役員 役員室長 平成23年12月 日本アミューズメント放送㈱ 取締役(現任) 平成24年6月 当社 役員室長 平成25年6月 当社 渉外室長(現任) [重要な兼職の状況] 日本アミューズメント放送㈱ 取締役	—
2	あらいゆうき 荒井裕樹 (昭和51年8月23日生)	平成12年10月 弁護士登録 平成12年10月 東京永和法律事務所(現TMI総合法律事務所) 所属 平成19年11月 ブックファイト・キャピタル㈱ 入社 平成20年7月 ブックファイト・キャピタル法律事務所 所属(現任) 平成21年10月 ブックファイト・キャピタル㈱ 代表取締役(現任) 平成25年1月 Well Investments Limited 取締役(現任) [重要な兼職の状況] ブックファイト・キャピタル㈱ 代表取締役 Well Investments Limited 取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	ながてゆうすけ 長手裕輔 (昭和50年4月23日生)	平成10年4月 松下電工(株) (現パナソニック電工(株)) 入社 平成13年3月 ブリンス海運(株) 入社 平成18年3月 (株)シー・リンク 入社 平成18年11月 (株)シー・リンク 代表取締役社長 (現任) 平成24年6月 ブリンス海運(株) 監査役 平成26年2月 ブリンス海運(株) 代表取締役副社長 (現任) [重要な兼職の状況] (株)シー・リンク 代表取締役社長 ブリンス海運(株) 代表取締役副社長	—

- (注) 1. 竹内東司氏は、現に特定関係事業者である日本アミューズメント放送(株)の業務執行者であり、また、過去5年間に同社の業務執行者となることがあります。同社における同氏の現在及び過去5年間の地位及び担当は上記のとおりであります。
2. 竹内東司氏は平成26年6月25日をもって日本アミューズメント放送(株)の取締役を退任する予定であります。
3. 当社は、荒井裕樹氏が所属しているブッフワールド・キャピタル法律事務所との間に訴訟委任契約を締結しており、荒井裕樹氏は、過去2年間に、当社から訴訟代理人としての報酬を受けており、今後も受ける予定であります。また同氏が取締役をしているWell Investments Limitedと当社は業務委託契約を締結しております。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 荒井裕樹氏及び長手裕輔氏の両氏は、社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 荒井裕樹氏及び長手裕輔氏の両氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 荒井裕樹氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、他社において要職を歴任されており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しておりますので、社外監査役として選任をお願いするものであります。長手裕輔氏につきましては、要職を歴任されており、その豊富な見識と経験を当社の経営全般の監視に活かしていただくとともに、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しておりますので、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 荒井裕樹氏及び長手裕輔氏の両氏が選任された場合、当社は両氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 社外監査役がその職務を行うにつき善意であり、かつ、重大な過失がなかったときは、100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負担する。

第3号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集要項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させることを目的として、当社従業員に対し新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

1,500個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式150,000株を上限とし、下記(3)①により本新株予約権にかかる付与株式数が調整される場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日を始期として8年間とする。

- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ii. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i.記載の資本金等増加限度額から、上記i.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - i. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条（定義）の定義による。）の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ii. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - iii. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - iv. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権の取得に関する事項
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（3）⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（3）①に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（3）②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記（5）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（3）③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（3）③に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（3）④に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記（３）⑥に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記（４）に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（６）新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

（７）新株予約権に関するその他の事項

本新株予約権に関するその他の事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

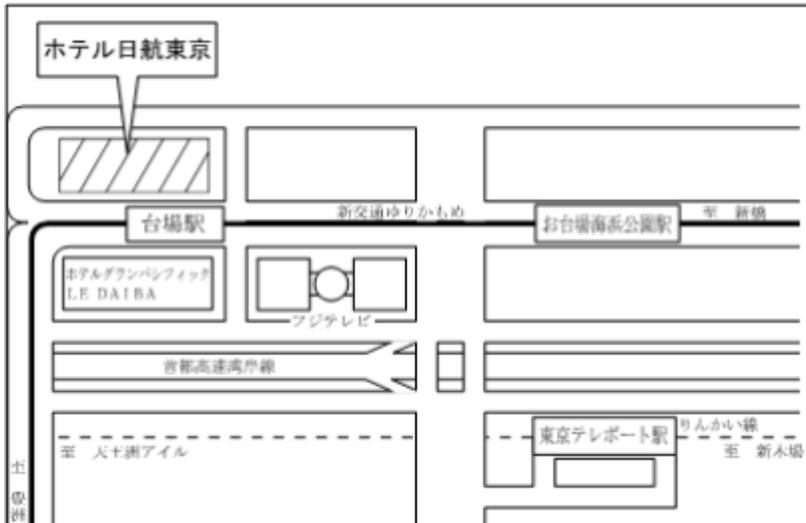
株主総会会場のご案内

会 場 東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京 ベガス（1階）
電話（03）5500-5500

最 寄 駅 ・東京臨海新交通ゆりかもめ『台場駅』（直結）
・東京臨海高速鉄道りんかい線『東京レポート駅』より徒歩約10分

展示会について

本年は、展示会を実施いたしません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。



駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。